

## 健全化判断比率及び資金不足比率について

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について公表いたします。

○本村における各指標は以下のとおりで、健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下であり、また、各公営企業に係る資金不足比率も資金不足を生じた会計がないため該当がありませんでした。

### 健全化判断比率

指 標	令和2年度決算	令和元年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 一般会計等の標準財政規模に対する実質赤字の割合	—	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率 特別会計を含む全会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合	—	—	20.00%	30.00%
実質公債費比率 標準財政規模に対する一般会計等における実質的な公債費の割合	6.0%	5.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合	—	—	350.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに赤字額がないため、また、将来負担比率は、将来負担すべき額に対して充当可能な財源額が上回っているため「—」で表示されます。

### 資金不足比率

各公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の割合

特別会計の名称	令和2年度決算	令和元年度決算	経営健全化基準
土地開発事業特別会計	—	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	—	20.0%
水をきれいにする事業特別会計	—	—	20.0%

※各公営企業ともに資金不足額がないため「—」で表示されます。



## 健全化判断比率等の指標について

### 健全段階

#### ○指標の整備と情報開示の徹底

- ・実質赤字比率
  - ・連結実質赤字比率
  - ・実質公債費比率
  - ・将来負担比率
- 監査委員の審査に付し、議会に報告した後に公表

### 財政の早期健全化

#### ○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（要議決）
- ・外部監査要求
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

### 財政の再生

#### ○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（要議決）
  - ・外部監査要求
  - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
  - ・地方債の起債の制限
  - ・国等の勧告・配慮等
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等必要な措置を勧告

公営企業の経営の健全化

健全財政 ←

→ 財政悪化

### 健全段階

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

#### 実質赤字比率

- ・一般会計等の財政運営の悪化の程度

11.25%～15.00%

20.00%

#### 連結実質赤字比率

- ・地方公共団体全体としての財政運営の悪化の程度

16.25%～20.00%

30.00%

#### 実質公債費比率

- ・一般会計等の資金繰りの程度の指標

25.0%

35.0%

#### 将来負担比率

- ・将来財政を圧迫する可能性の程度

350.0%

### 経営健全化基準

#### 資金不足比率

- ・公営企業会計の財政の悪化の程度

20.00%